

中学生も消費者です！

お金を払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」と言います。スーパーやコンビニエンスストアでお菓子や飲み物を買う、文具屋さんでノートやペンを買う、レストランで食事をする。これら全て「消費」であり、中学生もひとりひとりが「消費者」です。



宮崎県消費生活センター
アリンコ

毎日は「契約」の連続です。

「契約」とは、「法律的な責任が生じる約束」のことです。



【お店でものをかう】 【携帯電話を利用する】 【バスや電車に乗る】

これらも全て「契約」です。中学生のみなさんも毎日いろいろな「契約」をしているのです。

契約をする前によく考えましょう。

売り手の「売りたい」という意思と、買い手の「買いたい」という意思が合意したときに**契約が成立**します。契約が成立すると、どちらか一方の意思では取り消すことができません。

たとえ100円の買い物であっても立派な「契約」です。あとから「やっぱりいらない。必要ない。」と思っても簡単に返品や取消しはできないのです。

『本当に必要なものなのか』

『今買わなければいけないものなのか』

よく考えて買う(契約をする)ようにしましょう。



アリンシュタイン



挑戦してみよう！契約クイズ

Q. これは契約ですか？？契約なら○、そうでなければ×で答えよう。

① 自販機で飲み物を買う。



② ゲームのレベルアップのためにアイテムを買う。



③ 携帯電話で音楽を聴くためにサブスクに登録する。



④ 友人と週末遊ぶ約束をする。



答え：①○ ②○ ③○ ④×（④は約束なので、法律上の責任はありません）

★中学生に多い消費者トラブルをご紹介します... 

- | | |
|---------------------|------------|
| ① オンラインゲームによる課金トラブル | ② 定期購入トラブル |
| ③ インターネット通販トラブル | ④ ワンクリック詐欺 |



**消費者トラブルで困ったときは、
すぐに家族や周囲の大人に相談しましょう！**

西諸県地域消費生活相談窓口（小林市役所市民課内）

●相談窓口専用番号

☎0984-23-1179（直通）又は188 ^{い や や}

●受付時間（土日祝日・年末年始を除く）

9:00～12:00、13:00～16:00

